

あ お も り

最近朝食を
食べていない
子がいる

お風呂に入っ
ていないよう
だし同じ服ば
かり着てい
る

隣の家では
親の帰りが遅
く土日働いて
子どもだけで
過ごしている
みたいだ

学校への
入金が遅れが
ちの子が
いる



地域の子どもも支援 ガイドブック

地域で子どもへの支援に関わる方へ（市町村、相談・支援機関、学校関係者、地域関係者）

近くにいる「**気になる**」子どもとその保護者を
行政や民間で行っている**支援**に結びつけるガイドブックです。

令和2年3月 青森県

掲載情報は令和2年2月のものです。

目 次

項 目	支援制度・相談窓口	ページ
平成30年度青森県子どもの生活実態調査結果から		1
子育て支援	児童手当	2
	特別児童扶養手当	
	子ども医療費助成	
	放課後児童クラブ	
	放課後子ども教室	
	子育て世代包括支援センター	
	市町村子ども家庭総合支援拠点	
	地域子育て支援拠点	
	子ども家庭支援センター総合相談	
	児童相談所	
	要保護児童対策地域協議会	
教育支援	就学援助	4
	高等学校等就学支援金	
	奨学のための給付金	
	奨学金 (青森県育英奨学会の奨学金、母子父子寡婦福祉資金、生活福祉資金、 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金)	5
	県や市が実施している学習支援事業	
	スクールソーシャルワーカー	
	スクールカウンセラー	
	不登校、いじめ、問題行動等の電話相談 (教育相談・適応指導教室、24時間子供SOSダイヤル、すこやか ほっとライン)	
生活支援	生活保護	6
	生活福祉資金	
	たすけあい資金	
	生活困窮者自立支援制度	
	青森しあわせネットワーク	7
民生委員・児童委員		
法テラス青森		
ハローワーク		
ひとり親家庭向けの支援	児童扶養手当	8
	ひとり親家庭医療費助成	
	母子・父子自立支援員	
	資格取得のために利用できる補助金 (自立支援教育訓練給付費補助金、高等職業訓練促進給付費等補助金)	
	母子父子寡婦福祉資金	
	青森県母子寡婦福祉連合会 (各種相談、就業支援講習会・就業情報提供、日常生活支援事業、その他)	
子どもの居場所	子どもの居場所とは？	9
	子どもの居場所づくりコーディネーター	
	「みんなの居場所」の情報	
子ども支援の「教育」と「福祉」の連携事例		10
市町村子どもの貧困対策担当課・福祉事務所連絡先		

平成30年度青森県子どもの生活実態調査結果から

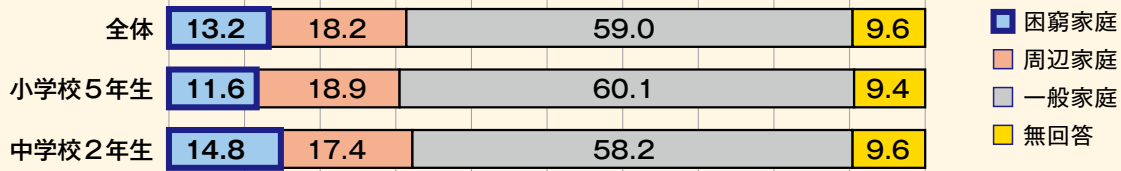
子どもの貧困は単なる経済的困窮だけにとどまらず、様々な要因が複合的につながっているといわれていることから、県ではその実態を多面的に把握するため、平成30年度に「青森県子どもの生活実態調査」を実施しました。

調査対象：小学校5年生と中学校2年生の子どもとその保護者 計10,374人
 調査方法：住民基本台帳から1/4の者を無作為抽出
 郵送によるアンケート調査
 調査期間：平成30年11月9日～12月7日

【主な調査結果】

困窮家庭は13.2%

40人学級の場合
 困窮家庭の子どもがクラスに5人



子どもの貧困の実態を多面的に把握するため、「低所得」「家計の逼迫」「子どもの体験や所有物の欠如」の3つの要素の回答から調査（東京都などと同じ調査）

2つ以上に該当世帯 ⇒ **困窮家庭**
 1つに該当世帯 ⇒ **周辺家庭**
 該当なし ⇒ **一般家庭**

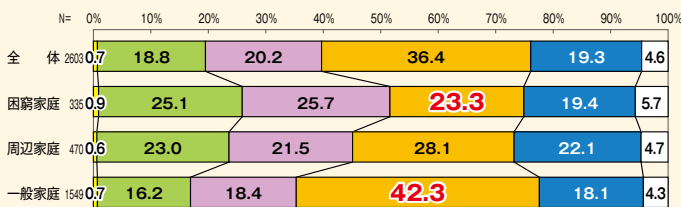
A 低所得	所得が国民生活基礎調査の貧困線（例：親2人子ども1人の三世帯の場合211万円）の基準を下回る世帯
B 家計の逼迫	①電話料金 ②電気料金 ③ガス料金 ④水道料金 ⑤家賃 ⑥食料 ⑦衣類について、経済的理由により支払えなかったことが1つ以上ある世帯
C 子どもの体験や所有物の欠如	海水浴に行く、毎月お小遣いを渡す、学習塾に通わせる、自宅で宿題をすることができる場所がある等の15項目について、欠如している項目が3つ以上ある世帯

将来の進学について希望と現実の違い（子ども回答）

困窮家庭の子どもは、
 大学進学をあきらめる傾向にある

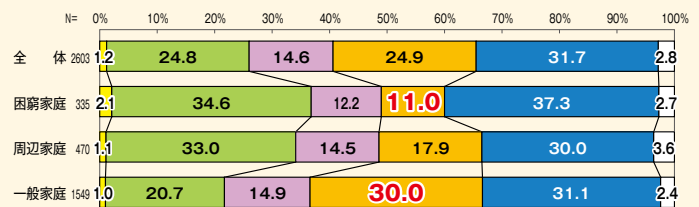
希望する進学段階

■ 中学まで ■ 高校まで ■ 短大・高専・専門学校まで
 ■ 大学またはそれ以上 ■ まだわからない □ 無回答



現実的な進学段階

■ 中学まで ■ 高校まで ■ 短大・高専・専門学校まで
 ■ 大学またはそれ以上 ■ まだわからない □ 無回答



成長環境について困窮家庭と一般家庭を比較した結果

区分	困窮家庭	一般家庭
① 平日の朝ごはん（食べない方が多い・食べない）（子ども）	7.5%	2.4%
② カップめん・インスタントめんの摂取量（1週間に2～3日以上）（子ども）	25.7%	13.9%
③ 自分専用の机（ない・ほしい）（子ども）	20.0%	9.0%
④ 過去1年間に食料を買えなかったこと（よくあった）（保護者）	12.4%	0%
⑤ 過去1年間に子どもを医療機関に受診させなかったこと（あった）（保護者）	26.8%	13.6%
⑥ 自分は価値のある人だと思う（思わない・あまり思わない）（子ども）	46.5%	31.6%
⑦ 親の15歳の頃の暮らし向き（大変苦しかった）（保護者）	19.5%	10.5%

困窮家庭では朝食を食べない子どもが一般家庭の約3倍

困窮家庭の保護者は相談できる相手がいない割合が多い

困った時や悩みがある時の相談先（保護者回答）

相談先	困窮家庭	一般家庭
配偶者・パートナー	37.0%	78.4%
親	54.5%	68.4%
兄弟、その他の親戚	29.7%	37.6%
知人や友人	38.1%	44.9%
職場関係者	14.1%	22.8%
学校の先生・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー	6.2%	9.0%
公的機関や役所・役場の相談員	4.0%	4.1%
地域の民生委員・児童委員	0.8%	0.6%
民間の支援団体・電話相談員	1.7%	1.0%
相談できる相手がいない	11.0%	1.4%

SOSを出せない子ども・家庭を支援するためには、地域で気づき受け止められるよう、子どもへの支援に関わる方々（市町村、相談・支援機関、学校関係者、地域関係者）による連携が必要です

子育て支援

平成30年度青森県子どもの生活実態調査の結果では、困窮家庭の26.8%が、「過去1年間に子どもを医療機関に受診させなかったことがあった」と回答していることから、制度をわかりやすく周知する必要があります

児童手当

中学3年生以下の子どもがいる家庭が対象

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日までの)児童を養育する方に手当を支給します。

◆申請手続きが必要です。

◆<所得制限限度額以内の場合>

3歳未満 1人につき 月額15,000円

3歳以上小学校修了前

1人につき 月額10,000円

(第3子以降は15,000円)

中学生 1人につき 月額10,000円

<所得制限限度額以上の場合>

1人につき 月額5,000円

(例 扶養親族等の数が3人の場合の所得制限限度額は736万円)

◆申請窓口：市町村

特別児童扶養手当

中程度以上の障害がある児童(20歳未満)を養育する方に手当を支給します。

◆申請手続きが必要です。

◆1級 月額52,200円

2級 月額34,770円

※所得制限有

児童福祉施設等に入室している場合は対象外

◆申請窓口：市町村

子ども医療費助成

子どもの医療費の自己負担分の一部を助成します。

◆申請手続きが必要です。

◆対象となる子どもの年齢や所得制限は市町村により異なります。

◆申請窓口：市町村

放課後児童クラブ

小学生

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や週末等に小学校の空き教室や児童館等を利用して、安心して生活できる居場所を提供します。

◆利用時間、利用料は市町村により異なります。

◆申請窓口：市町村(一部実施していない市町村もあります。)

放課後子ども教室

小学生

就労による留守家庭等の子どもだけでなくすべての子どもを対象に、学校の余裕教室や校庭、社会教育施設等に子どもの活動拠点を設け、放課後や週末等に体験・交流・学習活動の機会を提供します。

◆利用時間は市町村により異なります。

利用料は実費以外、原則無料です。

◆申請窓口：市町村(一部実施していない市町村もあります。)

子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を目指し、保健師等が、妊娠・出産・子育てに関する相談支援と関係機関との連絡調整を行います。

◆令和2年2月現在 7市町(弘前市、八戸市、五所川原市、三沢市、黒石市、平川市、鱒ヶ沢町)に設置されています。

鱒ヶ沢町の支援事例

相談があれば必要に応じて関係機関へ紹介しています。支援が必要なケースについては複数の部署で検討会議を行い、支援体制を整えています。

市町村子ども家庭総合支援拠点

市町村が、子どもやその家庭の福祉に関する相談支援を行うための拠点です。

◆令和2年2月現在 2市(十和田市、三沢市)に設置されています。

地域子育て支援拠点

子育て中の親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供等を行います。

保育所、幼稚園、認定こども園などで行われている「一般型」と児童館などで行われている「連携型」があります。

◆相談窓口：地域子育て支援拠点(市町村の子育て支援担当課で御確認ください。)

子ども家庭支援センター総合相談

出産、子育てや子ども自身の悩みなど、子どもと家庭に関わる様々な相談に応じます。

◆相談窓口：青森県子ども家庭支援センター
017-775-8080(相談専用電話番号)

教育支援

平成30年度青森県子どもの生活実態調査の結果では、困窮家庭の18.7%が、就学援助制度について「制度について全く知らなかった」「利用の仕方がわからなかった」と回答していることから、制度をわかりやすく周知する必要があります

就学援助

小学生・中学生

経済的な理由により小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者を対象に、学用品費、学校給食費、医療費など学校生活に係る費用の一部を援助します。

- ◆申請手続きが必要です。
- ◆申請手続や援助内容は市町村により異なります。
- ◆申請窓口：学校または市町村教育委員会

高等学校等就学支援金

高校生等

高校授業料への支援です

高校生等の授業料への支援として「高等学校等就学支援金」を支給します。

※学校において授業料に充てるため、生徒・保護者への直接支給ではありません。

- ◆申請手続きが必要です。
- ◆所得制限があります。
(対象者の年収目安は約910万円未満)
- ◆申請窓口：通学している高等学校等

奨学のための給付金

高校生等

高校等授業料以外の教育費への支援です

高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、教科書費や教材費などの授業料以外の教育に必要な経費について給付金を給付します。

- ◆申請手続きが必要です。
- ◆支給対象は、保護者等が生活保護受給世帯である場合、又は道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯である場合等の要件があります。
- ◆給付額（年額）の一例

世帯状況	国公立	私立
生活保護受給世帯（全日制・定時制・通信制）	32,300円	52,600円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯で当該高校生等以外に被扶養者である15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯（全日制・定時制）	129,700円	138,000円

- ◆申請窓口：通学している高等学校等

奨学金

高校生・大学生

青森県育英奨学会の奨学金 申込窓口：青森県育英奨学会（教育庁教職員課内）
017-734-9879

○高等学校等奨学金（貸与）

学業、人物が優れているにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な生徒に対して学資を貸与します。

貸与月額：18,000円、23,000円、30,000円、35,000円のうち奨学生が必要に応じて希望する金額

返 還：無利子。貸与終了後1年間据え置き、貸与期間の3倍の期間内で全額返還

○大学入学時奨学金（貸与 ※返還免除制度有）

学業、人物が優れているにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な生徒に対して、大学入学時に必要とする一時的経費（受験費用、転居費用等）にあてるための学資を入学前に貸与します。

貸与額：10万円を単位とし、60万円以内の必要な額

返 還：無利子。大学卒業後1年経過後から8年以内で全額返還。ただし、大学卒業後1年以内に県内に居住及び就業（公務員を除く）し、引き続き3年を経過した場合、申出により返還免除。

○大学奨学金（貸与）

学業、人物が優れているにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な学生に対して学資を貸与します。（併給不可）

貸与月額：44,000円

返 還：無利子。貸与終了後1年間据え置き、8年間で全額返還。

母子父子寡婦福祉資金（貸与）

申請窓口：福祉事務所（電話番号は10頁に掲載）

○修学資金

	国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外
高校	27,000円	34,500円	45,000円	52,500円
大学	67,500円	76,500円	81,000円	96,000円

○就学支度資金

	国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外
高校	150,000円	160,000円	410,000円	420,000円
大学	370,000円	380,000円	580,000円	590,000円

返 還：無利子。卒業後6か月据え置き20年以内に全額返還

生活福祉資金（教育支援資金）（貸与）

相談窓口：市町村社会福祉協議会または地域の民生委員

教育支援費	高校	月額 35,000円以内
	大学	月額 65,000円以内
就学支度費	500,000円以内	

返 還：無利子。卒業後6か月据え置き20年以内に全額返還

高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金（貸与 ※返還免除制度有）

働きながら高校の定時制課程及び通信制課程に在学する生徒に対し修学奨励金を無利息で貸与します。（所得制限有）

申請窓口：通学している高等学校

貸与月額：14,000円

返 還：無利子。高校の定時制課程及び通信制課程を卒業した場合は返還免除。

県や市が実施している学習支援事業（生活困窮者世帯、ひとり親世帯等向け）

無料で利用できます

県が実施している 生活困窮世帯児童等学習支援事業（町村部）

県内町村（一部の町村を除く）の小学校4年生～中学生を対象に、月2～3回程度、公民館等で教員OBや大学生による学習支援を無料で行っています。

◆問い合わせ窓口：県健康福祉政策課 017-734-9281

市が実施している 学習支援事業

各市（一部の市を除く）において、生活困窮世帯やひとり親世帯等を対象とした学習支援事業を実施しています。教員OBや大学生による学習支援を無料で行っており、開催回数や時間、場所、対象はそれぞれ異なります。

◆問い合わせ窓口：各市（福祉関係担当課）

スクールソーシャルワーカー

公立の小学校・中学校・高校・特別支援学校

児童生徒を取り巻く環境を調整する福祉の専門家です

スクールソーシャルワーカーとは？

問題を抱える児童生徒が置かれた環境へ働きかけ、その改善を図るため、学校と関係機関とのネットワーク構築、学校内のチーム体制構築や、保護者・教職員の支援について、教員や学校に対し、指導援助を行っています。

スクールソーシャルワーカーの配置場所

- ◆公立小学校・中学校等を担当するスクールソーシャルワーカー
各教育事務所、八戸市、三沢市、七戸町、階上町
- ◆県立高校等を担当するスクールソーシャルワーカー
北斗高校、尾上総合高校、五所川原高校、三沢高校、田名部高校、八戸中央高校の6校

スクールソーシャルワーカーの活動

- 1 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- 2 関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整
- 3 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- 4 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- 5 教職員への研修活動

※小中学校については市町村教育委員会から教育事務所への申請により、高校については県立高校長から教育庁学校教育課への申請により、各学校等に派遣され、活動しています。

具体的な対応事例の紹介

- 親がギャンブル依存症で生活に困窮している家庭の子ども（中学生と高校生の兄弟）への支援
➡教育事務所（中学校担当）と高校のスクールソーシャルワーカーが連携し、児童相談所等の支援機関へつないだ。
- 両親ともに愛護手帳を所持し、衛生面や金銭面での支援が必要な家庭の子ども（小学生と中学生の兄弟）への支援
➡教育事務所のスクールソーシャルワーカーが学校の養護教諭、保健師等と連携し、支援につないだ。

スクールカウンセラー

公立の小学校・中学校・高校・特別支援学校

児童生徒の心のケアを行う心理の専門家です。

いじめ、暴力行為などの児童生徒の問題行動や不登校等に対し、心理面からの支援を行っています。公認心理師・臨床心理士等の専門的な知識を有する者を、県内すべての小学校・中学校・高校等へ配置・派遣しています。
◆相談窓口：通学している小学校、中学校、高校、特別支援学校

不登校、いじめ、問題行動等の電話相談

教育相談・適応指導教室

不登校やいじめ、心身の発達などに関する相談を受けています。状況に応じ、不登校児童生徒の自立をサポートするための「**適応指導教室**」（学習支援や各種体験活動による社会的自立のための支援等）の利用について紹介します。

◆適応指導教室は、総合学校教育センター（県内全域）のほか、県内市町村で14か所設置されています。

総合学校教育センター 一般教育相談

8:30～17:00（土・日、祝日、年末年始を除く）

017-728-5575 ※留守番電話あり

対象：児童生徒、保護者、教職員

電話相談のほか、来所相談も受け付けています。

24時間子供SOSダイヤル 教育庁学校教育課

いじめ、虐待、不登校などに関する悩み相談

017-734-9188 24時間対応

0120-0-78310（フリーダイヤル）

対象：児童生徒、保護者、教職員

すこやかほっとライン 総合社会教育センター

子育てに関する不安や悩みなど家庭教育全般

017-739-0101

（電話・メール）

月・水・木 13:00～16:00（祝日、年末年始を除く）

対象：保護者やその家族

「あおり子育てネット」HP

<http://kosodate-a.net>



生活支援

生活保護



生活に困っている方に対して、国が最低限度の生活を保障しながら、自分たちの力で生活できるように援助する制度です。

◆申請手続きが必要です

◆申請を行うと、福祉事務所のケースワーカーが家庭訪問し、生活に困っている状況など、生活保護を受けるための要件に関する調査を行い、保護が必要かどうかについて決定します。

◆申請窓口：福祉事務所（電話番号は10頁に掲載）
または町村福祉担当課

生活保護の決め方

生活保護が受けられる場合は収入が最低生活費（国が定める基準）に満たない場合です。

最低生活費（国が定める基準）	
収入	生活保護費

世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入額を比較して、収入が下回る場合にその不足する額が生活保護費として支給されます。

生活福祉資金

低所得者、障害者及び高齢者世帯を対象として、世帯の経済的自立促進のため、資金の貸付と必要な相談支援を行います。

◆貸付対象者は、低所得者、障害者世帯（障害者手帳の交付を受けている者等）、高齢者世帯（65歳以上の高齢者の属する低所得世帯）です。

◆資金の種類
総合支援資金、福祉資金、教育支援資金（詳細は4頁）
不動産担保型生活資金

◆相談窓口：市町村社会福祉協議会または地域の民生委員

たすけあい資金

とりえず少額のお金が必要になった時に利用できる各市町村社会福祉協議会で行っている貸付です。

◆制度内容は市町村によって異なりますが、貸付限度額が5万円程度で、無利子、保証人を必要とする場合が多いです。

◆申請窓口：市町村社会福祉協議会
または地域の民生委員

生活困窮者自立支援制度

働きたくても働けない、住む所がないなどの生活の「不安」や「心配」の相談について、専門の支援員が一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行います。

◆支援対象者 生活に困りごとを抱えている方（生活保護受給者を除く）

◆支援の内容 相談支援、就労支援、家計支援等

居住地域	相談窓口	電話番号
青森市	青森市自立相談支援窓口	017-723-1340
弘前市	ひろさき生活・仕事応援センター	0172-38-1260
八戸市	八戸市生活自立相談支援センター	0178-51-6655
黒石市	黒石市自立相談支援窓口	0172-52-9600
五所川原市	自立相談支援窓口	0173-35-2166
十和田市	自立支援相談窓口	0176-51-6749
三沢市	生活福祉課	0176-51-8770
むつ市	生活福祉課	0175-22-1111
つがる市	つがる市生活相談支援センター	0173-42-5678
平川市	生活支援ネットワークひらかわ	0172-44-5937

居住地域	相談窓口	電話番号
東地域	東地域自立相談窓口	017-752-1888
中南地域	中南地域自立相談窓口	017-774-3234
三戸地域	三戸地域自立相談窓口	0178-51-8755
西北地域	西北地域自立相談窓口	017-721-1363
上北地域	上北地域自立相談窓口	0176-62-4879
下北地域	下北地域自立相談窓口	017-764-6906

青森しあわせネットワーク

社会福祉法人が行っている社会貢献活動です
制度の狭間で緊急支援が必要な時に利用できます

県内の社会福祉法人が連携し、支援が必要な人の早期発見と、制度の狭間のニーズや生活課題の具体的な解決を図っています。

- ◆問い合わせ窓口
青森県社会福祉協議会 017-723-1391
(青森しあわせネットワーク事務局)
事務局では支援を行う地域の社会福祉法人を紹介します。

活動内容

- ① 総合相談（トータルサポート）
関係機関等との調整、自立支援等の相談支援
- ② 経済的援助（ライフサポート）
緊急性を要する生活困窮状態の方への経済的援助
(概ね5万円、現物支給)
- ③ 食料等の提供（フードサポート）
緊急性を要する生活困窮状態の方への食糧等の提供
- ④ 就労・社会参加活動の提供（ワークサポート）
- ⑤ その他の活動
社会参加や生きがい支援、居場所づくりなど

民生委員・児童委員

地域に暮らす身近な相談相手として、地域住民からの生活上の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じ、その課題が解決できるよう、必要な支援への「つなぎ役」をしています。

また、地域の見守り役として、定期的な訪問などを通じて、高齢者や障害者世帯、子どもたちの見守りを行っています。

- ◆問い合わせ窓口：市町村福祉担当課

法テラス青森

無料で法律相談ができます

多重債務や離婚など身近な法的問題でお困りの方や、犯罪の被害に遭われた方に、法制度や相談窓口など解決のきっかけとなる情報をお知らせしています。経済的に余裕のない方へ無料で法律相談を行っています。（収入・貯蓄額による制限あり）

無料法律相談（面接相談）

0570-078387（予約電話番号）
※コールセンターに転送されることがあります。
法テラスHP
<http://www.houterasu.or.jp/>

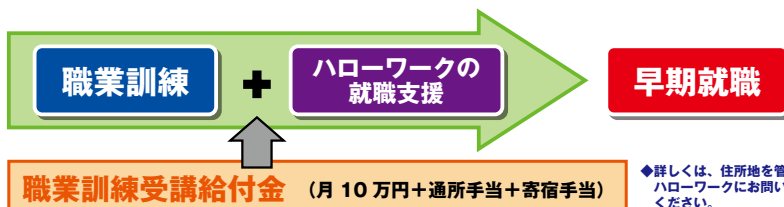


ハローワーク

職業訓練中の給付金支給制度があります（支給要件有）

求職者支援制度

雇用保険を受給できない方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を実現するために、国が支援する制度です。



◆詳しくは、住所地を管轄するハローワークにお問い合わせください。

ハローワークでは、子育てをしながら就職を希望している方へ、お子様連れで来所しやすい環境を整備し、担当者制等によるきめ細やかな職業相談・職業紹介等を実施しています。

※青森、弘前、八戸のハローワークには子育て中の方向けの「マザーズコーナー」があります。

- ◆「求職者支援訓練」または「公共職業訓練」を原則無料で受講できます。
- ◆訓練期間中も訓練終了後も、ハローワークが積極的に就職支援を行います。
- ◆**一定要件を満たせば、訓練期間中、「職業訓練受講給付金」が支給されます。**
- ◆支援の対象となる方は、ハローワークに求職の申込みをしている、雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でない等の要件があります。また、給付金支給対象者についても別途支給要件があります。

青森労働局HP

https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kyusyokusyashien.html



ひとり親家庭向けの支援

市町村が窓口

児童扶養手当

ひとり親家庭で18歳の年度末までの児童を養育する方に手当を支給します。

(児童に中程度以上の障害がある場合は20歳未満まで)

◆申請手続きが必要です。

◆支給額は所得に応じて異なります。

全部支給 月額42,910円

一部支給は所得に応じて月額42,900円～10,120円

◆児童扶養手当の額の算定方法の詳細については、担当窓口にお問い合わせください。

ひとり親家庭向けの情報については県が作成した「ひとり親家庭サポートガイドブック」に詳しく掲載しています。

青森県HP

<https://www.pref.aomori.lg.jp/life/family/supportguidebooku2018.html>



ひとり親家庭医療費助成

子どもだけでなく親の医療費の自己負担分も助成されます

ひとり親家庭の児童(18歳の年度末まで)及びその親が医療機関で受診した際、医療保険各法による医療費の自己負担額について助成します。

◆申請手続きが必要です。

◆所得制限の基準は市町村により異なります。



福祉事務所が窓口

※福祉事務所の電話番号は10頁に掲載

母子・父子自立支援員

母子家庭、父子家庭等が抱えている問題を把握し、その解決に必要な助言及び情報提供を行うなど、自立に向けた総合的な支援を行います。

◆母子・父子自立支援員は各福祉事務所(市部は青森市、弘前市、八戸市、三沢市のみ)に配置されています。

◆県福祉事務所の母子・父子自立支援員は、児童扶養手当受給者の就労・自立支援のため、自立目標や支援内容等を設定し、関係機関との連絡調整や就労支援を行う「母子・父子自立支援プログラム」の策定も行っています。

資格取得のために利用できる補助金

自立支援教育訓練給付費補助金

就職に有利な資格を取得するために養成訓練や講座を受講した場合、入学金及び受講料の一部を助成します。(助成限度 一般20万円 専門80万円)

高等職業訓練促進給付費等補助金

就職に有利な資格を取得するために養成機関へ在学する場合、修業期間中の生活費の一部を助成します。(最大月額10万円 修業期間の最終12月に限り月額14万円)

◆申請窓口：市の方は各市福祉事務所
町村の方は地方福祉事務所

母子父子寡婦福祉資金

母子家庭・父子家庭・寡婦に対し、経済的自立と児童の福祉増進を図るため各種資金の貸付を行います。

◆貸付対象者は、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦です。

◆資金の種類：就学支度資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、生活資金、住宅資金等

◆申請窓口：青森市の方は青森市福祉事務所、八戸市の方は八戸市福祉事務所、それ以外の方は所管の地方福祉事務所

青森県母子寡婦福祉連合会が窓口

各種相談

就職・一般・法律に関する相談に対応しています。

就業支援講習会 就業情報提供

パソコンなど就職に有利になる資格取得を支援します。求職活動を支援するため、求人情報等を提供します。

日常生活支援事業

ひとり親家庭等が傷病や仕事などで一時的に家事や保育ができなくなった際、家庭生活支援員が無料でお手伝いをします。

その他

ひとり親家庭のための勉強会や、情報交流会、親子レクリエーションなどを行います。

017-735-4152

青森県母子寡婦福祉連合会HP

<https://aomori-kenboren.jimdofree.com>



子どもの居場所

子ども食堂や学習支援などの地域における子どもの居場所づくりが全国的に増えてきており、県内においても取組が広がってきています

子どもの居場所とは？

子どもが安心して過ごせる場所

子どもが交流や活動を通していろいろなことを経験して学ぶ場所

子どもや保護者の抱える困難に気づき、支援につなげる場所

子どもだけでなく、多世代が交流を深める地域コミュニティとしての場所

子ども食堂

- ◆運営主体 地域の方やNPO法人など
- ◆活動内容 無料または低料金で子どもたちに食事を提供しています。子どもだけでなく、地域の人々がつながる交流拠点として活動している場合もあります。

学習支援

- ◆運営主体 市町村やNPO法人など
- ◆活動内容 放課後や土日に教員OBや学生ボランティア等による学習支援を行っています。対象は生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもとしている場合や限定しない場合など運営形態は様々です。併せて食事提供を行っている場合もあります。

フードバンク

- ◆運営主体 NPO法人など
- ◆活動内容 品質には問題はないけれども廃棄されてしまう食品を生生活困窮者等に提供する活動を行っています。子ども食堂の活動でも利用されています。

「子ども食堂」の活動事例 憩いの広場ここまる（五所川原市）

- 子どもから高齢の方まで年齢問わず、障害を抱える方も参加できる場月に1回、土曜日の10時から14時まで五所川原市内で活動
- ◆子どもが学校と家庭以外に安心して過ごせる場所です。
 - ◆高校生ボランティアが宿題や勉強のサポートを行っています。
 - ◆高齢者が参加することで多世代間の交流の場、高齢者の生きがいがづくりの場となっています。
 - ◆子どもの保護者と話をしたり、一緒に過ごしています。



「学習支援」(民間が運営)の活動事例 NPO法人マザーフィールド（弘前市）

- ひとり親家庭の子ども（小学生～高校生）への学習支援週に1回、水曜日の17時から20時まで弘前市内で活動
- ◆大学生が講師となり宿題や勉強のサポートを行っています。
 - ◆ボランティアによる栄養満点の食事付きです。



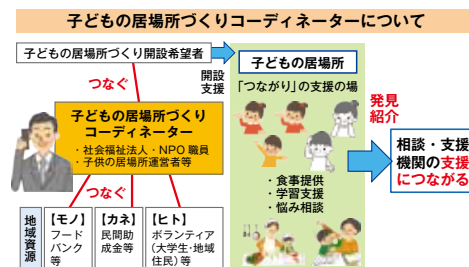
子どもの居場所づくりコーディネーター

子ども食堂や学習支援等の子どもの居場所づくりを始めたいと考えている方は、「子どもの居場所づくりコーディネーター」（県が令和元年度に養成）に御相談ください。

※「子どもの居場所づくりコーディネーター」は、子どもの居場所の開設希望者と地域の社会資源（フードバンク、民間助成金、ボランティア等）を結びつける活動を行っています。

「子どもの居場所づくりコーディネーター」の情報は下記ホームページを御覧ください。

青森県HP
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/kodomo/kodomo-ibashodukuri.html>



「みんなの居場所」の情報

青森県社会福祉協議会では、県内で食を通じた居場所づくりを行っている「みんなの居場所」（子どもの居場所だけでなく高齢者や障害者などの居場所を含みます）の活動に関する交流の場づくり、情報の提供・収集、ホームページを活用した情報発信を行っています。

青森県社会福祉協議会
 「みんなの居場所」HP
<http://aosyakyo.or.jp>



子ども支援の「教育」と「福祉」の連携事例

子ども支援を円滑に進めるためには、教育関係者と福祉関係者がつながることが大事です

学校と障害福祉サービス事業所の連携

弘前市立第三大成小学校では、朝食を食べてこない児童に、同市の就労継続支援B型施設「ゆいまある」の利用者が作ったパンの提供を行っています。

移動販売用に製造したもののうち、形がくずれたりして商品にならないパンを冷凍して学校に保管し、朝ごはんを食べてこなかった子どもに対し、解凍し提供しています。

核家族化や、保護者の仕事の関係で朝食をとれない子どもが増えてきていることから、子どもが授業に集中できるようにするためにやっているものです。

市町村における福祉と教育の連携

八戸市では、生活困窮世帯の子どもの学習支援事業を実施しています。

利用者の特性上、個人情報保護の観点から周知広報が非常に難しい事業です。そこで、八戸市福祉事務所では教育委員会と連携を図り、学校から支援対象世帯へ手渡しでチラシ・案内を配布する、長期休業中に体験学習会を実施するなど、様々な取組を進め、利用者数の大幅な増加につながっています。

支援を必要とする世帯に情報が不足なく行き渡るよう、今後も様々な形での連携を模索していきます。

弘前大学「子どもの貧困」をめぐる地域・学校・自治体の連携・協働推進プロジェクト

弘前大学の複数の教員が中心となり、教育と福祉、地域と行政の壁を越えてみんなで子どもの貧困について考えることを目的として2017年度に立ち上げたプロジェクトです。弘前市内及び青森市内で学習会やシンポジウムを開催し、教育関係者と福祉関係者がつながる場づくりを行っています。

市町村子どもの貧困対策担当課・福祉事務所連絡先

市町村子どもの貧困対策担当課

市町村名	担当課名	電話番号
1 青森市	子育て支援課	017-734-5320
2 弘前市	こども家庭課	0172-35-1111 (内線 488)
3 八戸市	子育て支援課	0178-43-9581
4 黒石市	福祉総務課	0172-52-2111 (内線 515)
5 五所川原市	子育て支援課	0173-35-2111 (内線 2483)
6 十和田市	こども子育て支援課	0176-51-6716
7 三沢市	子育て支援課	0176-51-4431
8 むつ市	子育て支援課	0175-22-1111
9 つがる市	福祉課	0173-42-2111 (内線 247)
10 平川市	子育て健康課	0172-44-1111 (内線 1151)
11 平内町	福祉介護課	017-755-2114
12 今別町	町民福祉課	0174-35-3004
13 蓬田村	健康福祉課	0174-27-2111 (内線 403)
14 外ヶ浜町	福祉課	0174-22-2941
15 鯉ヶ沢町	福祉衛生課 子ども家庭班	0173-72-2111 (内線 142)
16 深浦町	福祉課	0173-74-2117 (内線 142)
17 西目屋村	住民課	0172-85-2803
18 藤崎町	住民課	0172-88-8184
19 十鱒町	保健福祉課	0172-48-2111 (内線 303)
20 田舎館村	厚生課	0172-58-2111

市町村名	担当課名	電話番号
21 板柳町	介護福祉課	0172-73-2111
22 鶴田町	町民生活課	0173-22-2111
23 中泊町	福祉課	0173-57-2111
24 野辺地町	介護・福祉課	0175-64-2111 (内線 246)
25 七戸町	社会生活課	0176-68-2114
26 六戸町	福祉課	0176-55-3111
27 横浜町	健康福祉課	0175-78-2111
28 東北町	福祉課	0176-56-3111
29 六ヶ所村	子ども支援課	0175-72-2111 (内線 274)
30 おいらせ町	保健こども課 (R2.4月~)	0178-56-4259
31 大間町	住民福祉課	0175-37-2520
32 東通村	いきいき健康推進課	0175-28-5800
33 風間浦村	村民生活課	0175-35-3111
34 佐井村	住民福祉課	0175-38-2111
35 三戸町	住民福祉課	0179-20-1151
36 五戸町	福祉課	0178-62-2111 (内線 131)
37 田子町	住民課 子育て定住移住支援室	0179-23-0678
38 南部町	健康福祉課	0178-60-7100
39 階上町	健康福祉課	0178-88-2641
40 新郷村	住民課	0178-78-2111

県内福祉事務所

所属名	電話番号
1 青森市福祉事務所	017-734-1111
2 弘前市福祉事務所	0172-35-1111
3 八戸市福祉事務所	0178-43-2111
4 黒石市福祉事務所	0172-52-2111
5 五所川原市福祉事務所	0173-35-2111
6 十和田市福祉事務所	0176-23-5111
7 三沢市福祉事務所	0176-53-5111
8 むつ市福祉事務所	0175-22-1111

所属名	電話番号
9 つがる市福祉事務所	0173-42-2111
10 平川市福祉事務所	0172-44-1111
11 東地方福祉事務所	017-734-9950
12 中南方福祉事務所	0172-35-1622
13 三戸地方福祉事務所	0178-27-4435
14 西北地方福祉事務所	0173-35-2156
15 上北地方福祉事務所	0176-62-2145
16 下北地方福祉事務所	0175-22-2296

発行
青森県健康福祉部
こどもみらい課 家庭支援グループ
〒030-8570
青森市長島1丁目1-1 (県庁北棟6階)
TEL:017-734-9303